

企業会計基準委員会（ASBJ）の活動

2022年9月29日

企業会計基準委員会

- 
- 1 中期運営方針
 - 2 日本基準の開発
 - 3 国際的な意見発信
 - 4 サステナビリティ基準委員会の設立



1 中期運営方針

🌸 2022年8月に今後3年間の方針となる中期運営方針を公表

🌸 基本方針

- ◆ 我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図る
- ◆ 日本基準を高品質で国際的な整合性のとれたものとして維持・向上を図る
- ◆ 国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく

🌸 日本基準の開発

- ◆ 経済環境の変化に対応し、適時に基準開発の要否及び基準開発を行う場合のその時期を検討
- ◆ 国際的に整合性のとれたものとするための取組みの継続

🌸 国際的な会計基準の開発への貢献

- ◆ 我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化
- ◆ 他の会計基準設定主体との連携



2 日本基準の開発

- ❖ 2019年3月に会計基準の開発に着手することを決定
- ❖ IFRS第16号の定めをすべて取り入れるのではなく、主要な定めのみを採用入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS任意適用企業がIFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す
- ❖ 主な検討課題
 - ◆ セール・アンド・リースバック取引
 - ◆ サブリース取引
 - ◆ 使用权資産の表示

- 2019年10月に予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準に着手することを決定
- 2021年8月、以下の6つのステップに分けて開発を進めることを決定

ステップ	検討事項
1	ECL（IFRS会計基準）とCECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択
2	信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発
3	信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされている金融機関の貸付金以外への適用の検討
4	信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発
5	一般事業会社に関する検討
6	公開草案の公表

◆ ステップ1における検討結果

- ◆ ステップ1のモデルの選択について、我が国の信用リスク管理実務の考え方及び会計基準の考え方との親和性の観点等から、ステップ2以降の会計基準の開発に際しては、IFRS会計基準のECLモデルを基礎に検討を進めていくことで概ねご了承された

◆ ステップ2以降の進め方

- ◆ ステップ2以降の進め方に関して、次の目的に沿って今後のステップ2及びステップ4における基準の開発をそれぞれ行うこととされた

ステップ 2	国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す
ステップ 4	IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す

- 2022年8月26日に実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」を公表

◆ 主な内容

- 「電子記録移転有価証券表示権利等」について、基本的には電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないみなし有価証券を発行及び保有する場合と同様の会計処理及び開示を行うが、発生及び消滅の認識に関しては別途取扱いを定めている

- 2022年3月15日に「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を公表

◆ 主な論点

- 基準開発の時期
- ICOトークンの発行者における発行時の会計処理

- ❖ 2022年3月30日に企業会計基準公開草案第71号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等を公表
- ❖ 以下の2点を提案
 - ◆ 税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
 - ❖ 当期税金費用の計上区分について、発生源となる取引等に応じて、損益、その他の包括利益及び株主資本の各区分に計上する旨の原則を定める
 - ◆ グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果
 - ❖ グループ法人税制において、完全支配関係がある会社間において子会社株式等の売却を行う場合に繰り延べられた売却損益に対し、単体財務諸表において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債について、連結財務諸表上、当該繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されないよう見直す



3 国際的な意見発信

- IASBは、2021年3月に情報要請「第3次アジェンダ協議」を公表
- IASBは、2021年11月以降、寄せられたコメントに対する審議を行い、2022年7月に本情報要請に対するフィードバック並びにIASBの2022年から2026年の活動及び作業計画をまとめたフィードバック・ステートメントを公表
- ASBJがコメントした論点とフィードバック・ステートメントとの比較は、次のとおり

プロジェクト	フィードバック・ステートメント
のれん及び減損	現在の作業計画上のプロジェクトとして継続
その他の包括利益 (リサイクリング)	作業計画に追加しない（ただし、関係するリサーチ・プロジェクトの「IFRS第9号の適用後レビュー ― 分類及び測定」は現在の作業計画上のプロジェクトとして継続）
開示原則	現在の作業計画上のプロジェクトとして継続
持分法会計	現在の作業計画上のプロジェクトとして継続

- ❖ IASBは、2020年3月にDP「企業結合—開示、のれん及び減損」を公表
- ❖ IASBは、2021年9月のIASBボード会議で見直された計画に従い、DPに寄せられたフィードバックへの対応について審議を行っており、次の項目を優先して議論を行うこととされている
 - ◆ 企業結合に関する開示
 - ◆ のれんの事後の会計処理についてのフィードバックの具体的な諸側面の分析
- ❖ IASBは2022年第4四半期に次の事項を取り扱う予定である
 - ◆ のれんの事後の会計処理についての決定をIASBに求める
 - ◆ プロジェクトをリサーチフェーズから基準設定フェーズに移行させるかどうかについてIASBに尋ねる

FASBの状況

- ◆ FASBにおいては、2020年7月のボード会議以降、のれんの償却を再導入する方向性での審議が行われ、2020年12月にのれんを10年のデフォルト期間で定額法により償却することを原則としつつ、それ以外の期間を許容するとの暫定決定を基礎として、償却を再導入する際の具体的なモデルが検討されていた
- ◆ しかしながら、FASBは、その後、2022年6月15日のボード会議で、プロジェクトの方向性を議論し、当該プロジェクトの優先度を下げ、テクニカルアジェンダから除く暫定決定を行っている

- ❖ 2019年12月、IASBは公開草案「全般的な表示及び開示」を公表
- ❖ その後の審議における暫定合意は以下のとおり
 - ◆ 営業損益については、直接定義せずに、残余として定義する
 - ◆ 投資区分と財務区分を設置する
 - ◆ 持分法投資損益については投資区分に分類する
 - ◆ MPMの定義は公開草案の提案を採用する
 - ◆ MPMの定義に関して、小計のうち財務諸表外での一般とのコミュニケーションに含めたものは、企業の財務業績の一側面についての経営者の見方を表しているという反証可能な前提を設ける
 - ◆ 調整表の開示を要求する

- 再審議の結果として公開草案から変更したもの又は追加したものが、意図したとおりに機能するかどうかを評価するために、2022年10月から11月にかけて、ASAFメンバーを通して限定的なアウトリーチを行うことが計画されている



4 サステナビリティ基準委員会の設立

- 2022年7月1日、財務会計基準機構の下に企業会計基準委員会（ASBJ）の姉妹組織としてサステナビリティ基準委員会（SSBJ）を設立



- 国際会計基準審議会（IASB）と国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の連携方法を参考に、ASBJとSSBJの連携方法を検討する予定

